

格差・高齢社会における社会保障設計

Social Security System in Unequal and Aged Society

石 田 昌 夫

Masao ISHIDA

1. はじめに

アメリカのオバマ大統領は、2014年1月の一般教書演説で、アメリカ経済の格差拡大に言及した¹⁾。演説で、大統領は4年間にわたる経済成長によって企業の利潤や株価は上昇し、トップの人達の状態はこれまでないほどよくなっているのに、平均賃金はほとんど上昇せず、格差が拡大し、上層階級への移行が止まってしまっていると指摘し、経済が回復する中でも、多くのアメリカ人の労働時間が増加するとともに、他方で多数のアメリカ人が職を得られずにいることを明かしている。

この動きを変えるために、オバマ大統領は同演説で、成長を加速し、中間層を強化し、下位の人達を中間層に引き上げる具体的な提案を行うとした。それには次のものが含まれる。

勤労者に求められる技能習得への訓練、若者が生活水準を向上させるための実習や実地訓練の充実と、そのための大学への財政支援。失業保険の改善による、勤労者の迅速な職場復帰。長期の失業者に仕事を与え、家族を養う機会を得させることを企業経営者に求めること。すべての子供に世界的水準の教育を保障することにより、明日の労働力を準備すること。奨学金制度の一層の充実により、より多くの若者が大学卒の資格を得られるようにすること。男性の77%の賃金しか得ていない女性の価値を認め、等しい労働には等しい報酬を保障すること。フルタイムで働く人が家族を養えるだけの最低賃金引き上げ。年金制度の充実と、家を持つことによる退職後生活の支援。健康保険制度の整備。

自由主義の旗頭であるアメリカですら、格差拡大はこのように問題視されている。かつては、わが国は一億総中流社会であると考えられてきたが、近年では、橋本

(1998)を始めとする各種の調査・研究により、わが国は格差拡大社会であると論じられ、国民も格差の大きさを日常的に実感するに至っている。言うまでもなく自由経済のもとでは、財産の私有制、利己心の是認は自明のこととされ、ある程度の格差は必然である。このことが、経済を発展させ、成長を促進する。けれども、自由経済の競争原理に基づく結果をそのまま是認すべきであるとの見解も価値判断の1つに過ぎず、客観性が保証されているわけではない。他の見解との優劣・長短が検討されなければならない理由がここにある。とくに、市場経済の論理に基づく所得分配の結果には貧困問題が随伴せざるを得ない。格差がもたらす貧困は、自由主義国家においても座視できない課題の1つである。

以下、本稿では、次節において格差と貧困の現状を概観し、3節においてなぜ格差の是正すなわち再分配が必要とされるのかを検討する。4節では、格差是正の有力な政策手段と考えられる富裕税について、税の望ましいあり方を明示する租税原則論の立場を十分踏まえながら考察する。最後に5節で、現役労働世代と退職世代との世代間の所得格差のあり方を規定する公的年金制度の問題について、国の経済力を確実に減退させる少子化問題を強く意識して、その望ましいあり方につき、提案を試みる。少子化を、わが国の将来を決定づける深刻な課題の1つと捉えての、公的年金制度の根幹に迫る論考を企てている。

2. 格差と貧困の現状

はじめに、格差と貧困の程度を測定するための尺度であるジニ係数と相対的貧困率の意味を確認する。いま、所得の度数分布表が次のようであるとする。

所得	y_1	y_2	y_3		...		y_n	$\sum y_i$
度数	x_1	x_2	x_3		...		x_n	$\sum x_i$

このとき、 $X_i = \frac{\sum_{k=1}^i x_k}{\sum_{k=1}^n x_k}$ は累積人員比と呼ばれ、所得水準 y_i までの人員の合計数の、総人員に占める割合を示す。

また、 $Y_i = \frac{\sum_{k=1}^i x_k y_k}{\sum_{k=1}^n x_k y_k}$ は累積所得比と呼ばれ、所得水準 y_i までの所得の合計の、総所得に占める割合を表している。

このとき、ジニ係数は、

$$G = 1 - \sum_{i=1}^n (X_i - X_{i-1}) (Y_i + Y_{i-1})$$

で算出される。ジニ係数の意味は、作図により明確となる。図 2-1 はローレンツ曲線 (Lorenz curve) であり、ジニ係数は図の直角三角形の面積と S との比率を表している。すなわち、 $G = S \div (1/2) = 2S$ である。所得分配が完全に均等な場合、累積所得比は累積人員比と等しくなる。均等分布の場合には、例えば人口の 30% を取れば、総所得に占める比率も 30% となるからである。このときの

ローレンツ曲線は図 2-1 の対角線 OA となり、 OA は均等分布線あるいは完全平等線と呼ばれる。このとき、ジニ係数 $G = 0$ である。

格差が大きくなるほど、所得の少ない順から計った所得の合計が総所得に占める比率は小さくなることから、ローレンツ曲線は下方に位置する。究極の不均等の場合、ローレンツ曲線は図の OX_nA となり、ジニ係数 $G = 1$ となる。すなわち、 $0 \leq G \leq 1$ であり、ジニ係数の値が大きいほど分布は不均等である。

相対的貧困率は、等価可処分所得すなわち世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割った値の中央値の半分に満たない世帯員の総人員に占める割合を指す。貧困の尺度として、OECD など、国際的に用いられているものである²⁾。

表 2-1 では、世帯単位でのジニ係数および、政策によるジニ係数の改善度が示されている。当初所得の不平等度は一貫して増加傾向にある。しかし、政府は、格差是正のための再分配政策を行っている。再分配政策には、所得税の累進課税制度や所得に応じた社会保険料率の漸増、社会保障給付などがある。政府によるこうした再分配政策により、再分配後の不平等度は低下することになる。表 2-1 のデータによれば、平成 11 年から平成 23 年にかけて、当初所得の格差が一貫して拡大しているにもかかわらず、再分配後の所得格差はほとんど一定ないしむしろ低下していることが窺える。このことは、政府の再分配政策の効果が増大していることを表しており、表 2-1 では、平成 11 年度の 19.2% から、平成 23 年度の 31.5% まで、所得格差の改善度は増加の一途を辿っている。

図 2-1 ローレンツ曲線

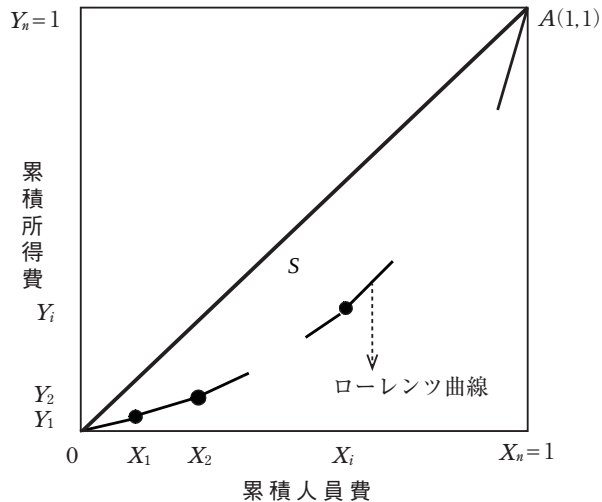


表 2-1 ジニ係数の推移（世帯単位）

調査年	ジニ係数				ジニ係数の改善度
	当初所得 ①	①+ 社会保障給付金 - 社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+現物給付) ④	再分配による 改善度 ※
平成 11 年	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2 (%)
平成 14 年	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5
平成 17 年	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4
平成 20 年	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	29.3
平成 23 年	0.5536	0.4067	0.3885	0.3791	31.5

※再分配による改善度 = $1 - ④ / ①$

(資料) 厚生労働省政策統括官 (社会保障担当) (2011) より抜粋。

表 2-2 ジニ係数の推移（世帯員単位）

調査年	ジニ係数				ジニ係数の改善度
	当初所得 ①	①+ 社会保障給付金 - 社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+現物給付) ④	再分配による 改善度 ※ 1
平成 11 年	0.4075	0.3501	0.3372	0.3326	18.4 (%)
平成 14 年	0.4194	0.3371	0.3227	0.3217	23.3
平成 17 年	0.4354	0.3355	0.3218	0.3225	25.9
平成 20 年	0.4539	0.3429	0.3268	0.3192	26.2
平成 23 年	0.4703	0.3418	0.3219	0.3162	32.8

※ 1 再分配による改善度 = $1 - ④ / ①$

(資料) 表 2-1 と同様。

厚生労働省政策統括官 (社会保障担当) (2011) では、世帯単位でのジニ係数に加えて、世帯員単位でのジニ係数をも測定している。世帯員単位でのジニ係数測定には、等価所得が用いられる。等価所得は、世帯の所得を世帯の人数の平方根で割ることにより求められる。このような操作を行う理由は、世帯単位の所得分布の調査だと、世帯の構成員の違いを算出に反映することができないからである。家計の所得が同じであったとしても、家族の構成員が 1 人のみの家計と 5 人家族とでは、生活の実情は大きく異なってしまう。この差を調整するために、等価所得という概念で計測が行われるのである。

等価所得による分析では、すべての年度において、当初所得のジニ係数は小さく、すなわち、格差は小さく表示される。再分配後の所得についても、世帯単位の尺度よりは、世帯員単位の格差が小さく表示される。

ただし、格差が拡大傾向にあること、再分配後の格差はほぼ同水準にあり、その分、再分配による改善度は高まっていることが示されている。

わが国の当初所得の格差が拡大し続けていることが、資料により十分確認できた。このわが国の所得格差は、諸外国と比べて、どのような状況にあるのだろうか。OECD (2008) は、この点を調査し、公表している。

表2-3によれば、わが国は、もはやかつての一億総中流と言われた状況からははるかに遠ざかってしまっていることが読み取れる。北欧のいわゆる福祉国家と言われる国々と異なることは言うまでもなく、ドイツやフランスなどのヨーロッパ諸国よりも格差は大きく、アメリカやイギリス型の格差社会となったことは、社会の諸問題を考える際、意識に留められておくべき事柄である。

表2-3 2000年代半ばの所得格差

国	ジニ係数	順位	国	ジニ係数	順位
デンマーク	0.23	1	ハンガリー	0.29	14
スウェーデン	0.23	2	ドイツ	0.30	15
ルクセンブルグ	0.26	3	オーストラリア	0.30	16
オーストリア	0.27	4	韓国	0.31	17
チェコ	0.27	5	カナダ	0.32	18
スロバキア	0.27	5	スペイン	0.32	19
フィンランド	0.27	7	日本	0.32	20
オランダ	0.27	8	ギリシャ	0.32	21
ベルギー	0.27	9	イギリス	0.34	23
スイス	0.28	10	アメリカ	0.38	27
ノルウェー	0.28	11	...		
アイスランド	0.28	12	メキシコ	0.47	30
フランス	0.28	13	OECD 平均	0.31	

(資料) OECD (2008) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, OECD より抜粋。

このような格差拡大の要因には、長期にわたる景気低迷によって、労働市場での需給のバランスが悪化し、賃金率が低迷してきたこと、失業率が増加し、非正規雇用やアルバイトなど、雇用形態が変化してきたこと、従来の日本型雇用形態である年功序列型賃金体系が弱体化して、成果主義が取り入れられるようになってきたことなど、さまざまな要因が考えられる。こうした論点は別個の考察を要する1つの大きなテーマであり、本稿とは別の論文が必要となる³⁾。

表 2-4 所得格差に関する意識調査 (国際比較)
「自国の所得は格差が大きすぎる」

(単位: %)

	そう思う (a)	どちらかと言えばそう思う (b)	(a) + (b)	そうは思わない
ド イ ツ (東)	68.0	27.6	95.6	1.2
フ ラ ン ス	68.9	22.1	91.0	2.3
韓 国	46.5	43.7	90.2	2.5
ド イ ツ (西)	45.1	41.7	86.8	4.9
イ ギ リ ス	29.3	47.9	77.2	6.5
オーストラリア	28.8	45.2	74.0	9.1
スウェーデン	32.2	40.9	73.1	7.5
日 本	31.2	40.3	71.5	4.0
ア メ リ カ	29.4	37.1	66.5	3.7
デンマ ー ク	28.1	34.3	62.4	8.3

(資料) 厚生労働省編 (2012) 『平成 24 年版厚生労働白書』より作成。

厚生労働省は、『平成 24 年版厚生労働白書』で、興味深い資料を提示している⁴⁾。すなわち、表 2-4 から、格差が大きな国はもとより、ジニ係数が比較的小さな国であっても、国民の多くは、自分の国では所得格差が大きすぎるという意識を抱いているということが分かる。念のために言えば、表 2-4 が示すのはいずれの国においても所得分配に関して、「格差が大きい」ではなく、「格差が大きすぎる」と感じている人の割合を示しているということである。自国の所得格差が大きすぎと感じている人は、格差があまり大きくないデンマークでも国民の 6 割以上、自由主義の旗頭を自認するアメリカでも国民の 3 分の 2、それ以外の国々では、国民の実に 7 割から 9 割までにも及んでいる。これらのデータからすると、仮に所得格差の是正問題

のみを単一の争点として選挙が行われるとするならば、「自由主義だから格差はあって当然である」、「日本は社会主義国ではない」などの主張を唱える政党なり勢力なりは、多数決制度のもとで、大差で敗北を喫することになるであろう。

表2-4で示されているように、「自国の格差が大きすぎる」とは思わない人達も、もちろん存在する。これらのうちには、「格差は大きいけれども、大きすぎるとは思わない」と感じている人達も含まれている。富裕層の多くも、この分類に少なからず含まれているであろうことは想像に難くない。

フローの変数である所得に対して、ストックの変数である資産の格差は、さらに大きい。

表2-5 資産格差・所得格差 ジニ係数の推移

(単位：%)

年	土地資産格差	貯蓄動向調査 金融資産格差	家計調査所得格差
1979	…	0.5331	0.2717
1980	0.9552	0.5203	0.2729
1985	0.5639	0.5097	0.2848
1990	0.6313	0.5092	0.2914
1995	0.6177	0.4862	0.2955
2000	0.5601	0.4839	0.2972
2001	0.56347	…	0.2946
2002	0.56281	…	0.2974
2003	0.58916	…	0.2841
2004	0.57949	…	0.2830
2005	0.59139	…	0.2819

(資料) 内閣府編(2008)『国民生活白書平成19年版』より抜粋。

表2-5によって裏付けられるように、資産の種類別に見て、土地資産の格差は、いずれの年度をとってもフローの年間収入よりジニ係数の値は大きく、貯蓄の現在高の格差はさらに大きい。住宅・宅地資産の格差は、ジニ係数では2倍に迫る大きさとなっている。

2000年以降、土地資産格差は、微増の傾向で推移していることも分かる。

資産格差が所得格差より大きいのは、所得がフローの変数であり、その年度の1年間のみの格差を示すものであることに対し、ストックである資産格差は、長い年月をかけて積み重ねられた格差の累積を示すものであることによる。この巨大な格差が、相続・贈与によって次世代に引き継がれていくと、資産格差は世代を跨いで増幅してゆくことになる。

富裕層の子弟は、教育環境を始めとする能力開発・増強の機会にも恵まれ、自由競争の経済社会であっても、競争経済の世界へ、恵まれた初期条件のもとで参入していくことができる。仮に個人の潜在能力が同じであったとしても、教育・訓練に費やすことのできる資金力の差および能力開発のために投ずることのできる時間の差等は、実現する能力に格差をもたらすことになる。こうしたことによる格差も、年々の積み重ねによるストックの格差を醸してゆくこととなる。

わが国の資産の格差は海外諸国と比較して、どのような状況に置かれているだろうか。

表2-6 1990年代の資産格差の国際比較（純資産、ジニ係数）

（単位：％）

	ジニ係数（純資産）									TOP10% シェア
	1992	93	94	95	96	97	98	99	2000年	
日 本			0.592					0.564		
ア メ リ カ	0.823						0.822			70.9 %
カ ナ ダ								0.727		55.7 %
イ ギ リ ス	0.66	0.66	0.67	0.65	0.68	0.69	0.69	0.69	0.69	54 %
旧西ドイツ		0.622					0.65			42 %
イ タ リ ア		0.591		0.581			0.614		0.616	48.7 %
スウェーデン	0.79									49 %
フィンランド			0.604				0.615			40 %強
オーストリア							0.7			45 %

（資料）太田（2003）

資産格差の国際比較は、資料が限られていてかなり困難である。表2-6は、1990年代における資産の格差の状況を表したものである。同表の示すところによれば、わが国の資産格差は、他国に比して大きくはない。ただし、フローの所得格差が拡大していくとすれば、ストックとしての資産格差が拡大していく可能性は高い。

格差がもたらす最大の問題の1つが貧困である。貧困の尺度を示す相対的貧困率は、本節の最初に述べたように、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合を表したものである。表2-7によれば、わが国の相対的貧困率は昭和60年以降ほぼ持続的に増加傾向にあることが分かる。同表は平成21年度までの資料であるが、国立社会保障・人口問題研究所のホームページによれば、平成20年から平成23年の間にかけて、生活保護の被保護世帯数は1か月平均で1,148,766世帯、1,274,231世帯、1,410,049世帯、1,498,375世帯であり、1千世帯に対するとそれぞれ

れ24.0, 26.5, 29.0, 32.1(0/00)と、激増と言ってよいほど増加していることになる⁵⁾。平成元年度の654,915世帯(16.60/00)から倍以上の増加であることが分かる⁶⁾。

このことから、平成21年以降も、相対的貧困率は引き続き増加傾向にあることが推定できる。

表2-7 貧困率の年次推移

(単位：%)

		昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21
相対的貧困率		12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0
子ども がいる 現役世帯	大人が1人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8
	大人が2人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7

(資料) 厚生労働省(2011) HP『平成22年国民生活基礎調査の概況』

表2-8 相対的貧困率の国際比較(2000年代半ば)

	相対的貧困率	順位	子どもがいる現役世帯	
			大人が1人	大人が2人以上
オーストラリア	12.4	20	38.3	6.5
カナダ	12.0	19	44.7	9.3
デンマーク	5.3	1	6.8	2.0
フランス	7.1	6	19.3	5.8
ドイツ	11.0	17	41.5	8.6
ギリシャ	12.6	21	26.5	11.7
イタリア	11.4	18	25.6	14.0
日本(平成16年)	14.9	27	58.7	10.5
韓国	14.6	24	26.7	8.1
メキシコ	18.4	30	32.6	18.7
ノルウェー	6.8	5	13.3	2.1
スウェーデン	5.3	1	18.5	4.9
スイス	8.7	14	18.5	4.9
英国	8.3	13	23.7	6.1
アメリカ	17.1	28	47.5	13.6
OECD平均	10.6	30カ国	30.8	5.4

(資料) 厚生労働省(2012)『平成24年版厚生労働白書』

相対的貧困率の国際比較は表 2-8 に示されている。わが国の相対的貧困率は平成 16 年時点ですでに 30 か国中 27 位であり、OECD 諸国の平均値を大きく超えている。先に見たとおりわが国の相対的貧困率は、それ以降も悪化の一途を辿っているのであり、世界的に見ても、貧困率の高い国であるという評価は揺るぎそうもない。

表 2-8 からは、子育て中の母子または父子家庭の貧困状況がきわめて過酷であることが読み取れる。デンマークのように母子（父子）家庭の相対的貧困率がわずか 6.8% という驚くべき社会が存在する反面、OECD 30 か国で平均 3 割、わが国ではじつに母子（父子）家庭の半数以上が貧困層と位置づけられている。

3. 再分配の意義

自由経済体制のもとで、人々が合法的な経済活動によって得た所得を、他人に移転する必要があるだろうか。所得の源泉のうち、賃金・地代・利子は、それぞれの市場における需給の均衡によって決まるものであり、利潤もリスクを取って行った経営活動への報酬である。市場原理に基づく所得分配も、社会的余剰の最大化をもたらすことから、効率性という観点から望ましい性質を備えていると言えないことはない。

ただし、市場原理の効率性は、市場が完全競争の諸条件を備えているという前提から導き出されたものである。もし、市場が完全競争の諸条件の 1 つでも欠くとすれば、効率性の命題は妥当しないことになる。完全競争の条件にはまず、①十分な売り手の存在が挙げられる。携帯電話会社、パソコン、パソコン OS、ビール、自動車、鉄道、空路など、今日の産業においては、主要な第 2 次産業に限らず、第 3 次産業においても、少数社による寡占市場は枚挙に暇がないのが実情である。

条件②十分な買い手の存在。大規模な製造業者への部品の供給、精密な情報端末機器製作のための部品供給、大手スーパーへの卸しなど、買い手独占あるいはそれに近い状況は今日の経済で広範に見られる。これらは条件②を満たさないことになる。

条件③情報の対称性。商品の品質、原料、製造方法などに関して、売り手と買い手が対等の情報をもつという条件である。新旧の住宅、高級乗用車をはじめ、日常購入する食料・衣類・雑貨に至るまで、売り手と買い手が同等の情報をもつことは現実的に不可能である。生命保険契約・携帯端末会社などのように、十分すぎるほどの情報が開示されていても、消費者がそれらのすべてを理解し、比較考量を行うことはきわめて困難である。スポーツジムやファミリーレストランなどでも、実際のところは入ってみる、すなわち商品の購入後にしか品質は分からない。

条件④財の同質性。同じ財は同じ品質を備えること。これは工業製品には当ては

まると考えられるが、中古住宅や中古自動車などの古典的な例の他にも、野菜や果物などに個体差のあることは明瞭である。買い物慣れしたスーパーの顧客は、陳列台に並んだ同一のパック商品にもシビアな選択眼を発揮すると言われる。

条件⑤参入・退出の自由。有望な産業への新規参入、見切りを付けた産業からの退出が自由にできるという条件である。悪名高い岩盤規制にも、当該産業固有の存在理由が主張され、少なくとも今時点で、厚い参入障壁に覆われた産業の存在は否定しようがない。これに比すと、退出はある程度自由度が高いと思われる。しかし、雇用者であれば、次の雇用先が不透明な状況で現在の職場を離れるわけにはいかないし、企業の場合も同様に、採算の見通しの立たない分野へ、リスクを考慮せずに生産資源を移転させることには、軽々には踏み切れないであろう。フランチャイズ契約のように、契約期間満了までは退出許可が認められないケースもあるが、ミクロ経済学が基礎としている短期分析においては、このようなケースは退出の自由がないものとして取り扱われざるをえない。

以下、上記以外に考えられる再分配の意義について論ずる。

- (1) 再分配には、自発的なものと強制的なものがある。自発的な再分配としては、各種のチャリティー、ボランティア、共同募金、慈善事業などがある。人は通常、自分自身以外のことにも大なり小なり関心を持つ。人により、あるいは状況により範囲は異なるとしても、親子、兄弟、知人・友人、同窓生、同郷人、被災者、社会的弱者等の生活状態の改善から自身の効用を生み出すことは十分に考えられる⁷⁾。仮に慈善的行為が虚栄、見栄、売名を動機とするものであったとしても、そのことによって本人が効用を得ることに変わりはなく、動機そのものを他者が窺い知ることもできず、得られる結果にも変わりはない。慈善活動がある種の社会的ステータスの証となっているケースもあるように見える。
- (2) 憲法第25条に国民の基本的生活権が保障されている。すなわち、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」および同条第2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」
国はこの義務を果たすため、その財源を税に求める。納税義務を負う国民が、その費用を自らの所得の一部から拠出する⁸⁾。これが強制的再分配であり、納税者の意思とは無関係に、再分配が実行される。
- (3) 所得水準により、限界消費性向が異なることから、所得の再分配は景気の向上を促す。このことを簡単な例によって示す。いま、一国のGDPの増加3千億円が、高額所得者3千人の1億円の所得増によりもたらされたとする。高額所得者は限界消費性向が小さく、仮に0.1とする。この時、この国の消費の増

加は、 $(1\text{億円} \times 0.1) \times 3,000$ で300億円である。他方、同額のGDP増加が、百万人の低所得者の30万円の所得増によってもたらされたとしてみる。低所得者は限界消費性向が大きく、仮に0.9とする。この時の消費増は、 $(30\text{万円} \times 0.9)$ の百万倍で、2,700億円となる。消費は総需要の6割強を占める最大項目であり、この消費増の差は景況に大きな差をもたらす。近年の景気の停滞は、格差の拡大に起因するところ大であると言える。

高額所得者は、必要なものはすでに十分保有しており、所得が増えたからといって急に何かを買いに走るということはない。これに対して、低所得者は日頃欲しいものを、厳しい予算制約により抑制しているのであり、所得が増加すれば、直ちに必要な物資購入を実現する。貴重なお金が預貯金として経済活動の現場から退蔵することなく、経済の活発化に直接寄与できる。

- (4) 経済活動のスタートラインが一律でない。仮に同一のスタートラインから競争経済の活動が始まったとすれば、市場原理による分配の結果は効率的という観点から合理性をもつものとして、それなりに評価されるであろう。けれども、各人が経済活動に参入していく条件には、きわめて大きな格差のあることは周知の事実である。学習意欲も能力も十分ありながら、家庭の事情で進学を断念する人、過多のアルバイトで十分な能力向上の機会を逸してしまう人と、豊富な資金により優れた学習環境に恵まれた人とが、同一条件での競争にさらされるのは著しく公平感を欠くものと言わざるを得ない⁹⁾。

- (5) 極度の経済格差は、社会生活の安定を脅かす。外国での恵まれない側の人達による暴動・焼き討ち、テロなどの事件がしばしば報道されている。これには貧富の差以外の要因も含まれているとも思われ、難しい面もあるが、極度の貧困にさらされて、もう失うものが何もないとの自覚をもった人達があまりに多く存在することは、恵まれた側に立つ人達にとっても快適とは考えられない。

我が国は、夜でも一人歩きができることで、諸外国から評価されている。安心・安全の社会を維持するためにも、格差の一層の拡大には歯止めが必要とされよう。

- (6) 格差の悪循環が継続することにより、経済的弱者が将来に希望を持たず、自助努力を放棄する事態に陥れば、社会の生産性は低下する。せっかくの潜在的可能性を秘めた人達が、能力向上への意欲を阻害することは、社会的に大きな損失である。また、このことが、貧困対策のための費用の増加をもたらすとすれば、痛手はさらに増加する。

- (7) 上とは逆に、貧困層への医療や教育面の支援が、社会全体の利益につながると考えられる。早期の病気発見・治療、感染性疾患への対処、社会的弱者が先進医療の恩恵に浴して健康を回復し、経済活動に積極的に貢献するなどは、

国全体にとっても有益である。経済的事情により、教育・研究・技能開発などの機会を得られない人達が、支援によって持てる力を十二分に発揮できるようになれば、画期的な発明・発見、世の中に役立つ製品やサービス、世界レベルに達するようなスポーツ選手などが誕生することが見込める。これらは支援した人々にも恩恵・効用をもたらす。

- (8) セイフティー・ネットの制度を整備・充実させておけば、意欲や能力のある人が、不幸にして失敗しても、再チャレンジの機会を得ることができる。こうした制度の充実が周知されていれば、人々が失敗を恐れることなく、様々な分野、未知の領域に挑戦し、リスクを取り、経済全体の生産性を高めることができる。すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を権利として保障されるという取り決めをしておくことは、現在恵まれた立場にある人達にとっても、未知で不確実な人生の先行きに安心・安全を与え、幸福感をもたらす。
- (9) 医療・科学・技術の研究は、必ずしも成功をもたらすとは限らない。しかも有望な分野では、世界レベルで過酷な競争が繰り広げられており、せっかくの画期的成果が2番手だったとすれば、成果として認められないという厳しい状況に置かれている。研究機関にも研究者にも、出発時点では資金がないか、成果を得るための費用を賄えない状況にあるのが常態である。巨大なプロジェクトは、一民間研究機関、一個人、一チームでは対応不可能である。国家は民間部門に比して、桁違いのリスク・プーリング、リスク分散機能を有する。社会が、こうした研究のための費用負担を、納税という形で支援することにより、科学立国・技術立国の立場を得、国際的なステイタスや実利を享受することができる。
- (10) 所得がある秩序のもとに分配され、その分配状態のもとで人々はそれぞれの厚生水準の生活を営んでいる。ある所得の分配状態は、消費の非競合性と消費の非排除性という2つの性質を兼ね備えている。この2つの性質を備えた財は、公共財と呼ばれる。公共財は市場の失敗のケースに該当することから、民間部門には任せられず、政府による管理によってその最適供給が図られることになっている。このことも、所得の分配が政府によって調整を受ける必要があることの根拠となることは、しばしば指摘されている。

4. 富裕税の検討

4. 1 租税原則論と富裕税

格差の拡大を問題視し、格差縮小のための1つの手段として、富裕税導入を求める声が強まっている¹⁰⁾。富裕税の性格を持ちうると考えられるのは、フローとしての所得や消費を課税標準とするものと、ストックとしての資産を課税標準とするものの2つのタイプに大別される¹¹⁾。消費税には、現行の均一税率の消費税、商品により税率を変化させる物品税、直接税型の消費税がある。もし、現行の消費税体系に、非課税品目や軽減税率が導入されたとすれば、本稿では物品税として扱われる。直接税型消費税は、所得が消費と貯蓄に分けられることから、所得から貯蓄を控除したものを消費として、課税標準とするものである。資産はさらに本人保有資産と次世代への相続・贈与分に区別される。

富裕税導入の可否を、租税原則論の立場から検討する¹²⁾。本稿においては、注に述べたアダム・スミスの租税原則論とA.ワグナーの租税原則論を踏まえた、R. A. マスグレイヴの租税原則論を中心にして、富裕税のもつ長所・短所を検討する¹³⁾。

マスグレイヴの租税原則は、近代経済学の分析手法を摂取し、経済全体の成長や安定を十分意識して提出されたものである。

マスグレイヴの6原則は、次の通りである。

- (1) 公平。
- (2) 市場への歪みの最小化。すなわち「超過負担」の最小化。
- (3) 投資意欲促進の税における公平性の確保。
- (4) 経済の安定と成長を促進。
- (5) 行政の非恣意性と理解しやすさ。
- (6) 徴税者・納税者の負担の最小化。

(1) 公平性は、少なくとも垂直的公平性と水平的公平性に分けて考える必要がある。

(1-1) 水平的公平性

〔現行消費税〕

同額の消費に同額の税が課されるので水平的公平性を満たす。

〔物品税型消費税〕

同額の消費に同額の税が課される。水平的公平性を満たすといえる。

〔直接税型消費税〕

所得の種類や貯蓄の性格により、捕捉可能性が大きく異なる。水平的公平性を満たさない。

〔所得税〕

所得の種類により、真の所得額の捕捉率が異なる。「 $9 \cdot 6 \cdot 4$ 」とか「 $10 \cdot 5 \cdot 3$ 」と言われる問題である。等しい人を等しく扱うことができない。

〔保有資産税〕

所得よりもさらに捕捉が困難である。

〔相続・贈与税〕

とくに実物資産の価額の評価はきわめて困難である。

(1-2) 垂直的公平性

〔現行消費税〕

平均消費性向が所得水準とともに低下していくため、高所得者ほど所得に占める税の負担割合が低下する。垂直的には不公平となる。

〔物品税型消費税〕

品目ごとに税率を変化させることができるので、高額商品に高率の課税が可能である。

〔直接税型消費税〕

非課税、累進構造などの措置が可能である。

〔所得税〕

課税最低限、限界税率の逡増により、高所得者に高率の負担を課すことができる。

〔保有資産税〕

課税最低限、限界税率の逡増により、高所得者に高率の負担を課すことができる。

〔相続・贈与税〕

課税最低限、限界税率の逡増により、高所得者に高率の負担を課すことができる。

(1-3) 世代間の公平性

〔現行消費税〕

消費はすべての世代によって行われ、すべての世代により広く薄く税が負担され、世代間では公平と考えられる。

〔物品税型消費税〕

とくにこの性質を持つとは言えない。

〔直接税型消費税〕

引退世代は所得も減るが貯蓄も減退するので、どちらとも言えない。

〔所得税〕

所得を得る勤労世代に税負担が集中してしまう。

〔保有資産税〕

おもに勤労世代と退職世代により負担される。どちらとも言えないが、退職世代

にやや負担が偏る可能性はある。

〔相続・贈与税〕

後世代の資産分配が均等化に向かう。

(2) 市場の中立性

〔現行消費税〕

消費者の最適行動の条件は、X財の価格を P_X 、限界効用を U_X 、Y財の価格を P_Y 、限界効用 U_Y とすると、

$$\frac{U_X}{P_X} = \frac{U_Y}{P_Y} \quad (\text{A})$$

である（限界効用均等の法則）。変形すると、

$$\frac{U_X}{U_Y} = \frac{P_X}{P_Y} \quad (\text{B})$$

となる。税率 t の消費税が導入されると、2財の価格はそれぞれ、 $(1+t)P_X$ 、 $(1+t)P_Y$ となるが、最適条件 (B) は変化しない。消費税は中立性の要件を満たす。

〔物品税型消費税〕

中立的とは言えない。

〔直接税型消費税〕

中立的ではない。

〔所得税〕

所得税は、余暇に課税されないため、課税は最適な労働供給に変化をもたらす可能性があり、中立的とは言えない。

〔保有資産税〕

利子に課税することにより、貯蓄が減少する。他方、消費を増加させる可能性がある。

〔相続・贈与税〕

ストック課税であり、経済活動への影響は小さいと考えられる。

(3) 投資促進課税による公平性の確保

〔現行消費税〕

投資促進のためには、貯蓄を増加させる必要がある。消費税の増税が貯蓄にかなる影響を与えるかは確定できない。

〔物品税型消費税〕

高額所得者の購入する商品に高税率が課されると、経済全体の貯蓄額が減少する

恐れがある。

〔直接税型消費税〕

貯蓄への影響は不明である。

〔所得税〕

所得税によって投資を促進するためには、所得税の減税が必要である。所得税の減税は垂直的公平性を阻害する。水平的公平性は促進される。貯蓄への影響は確定が困難である。

〔保有資産税〕

金融資産への増税により、投資が抑制される。

〔相続・贈与税〕

相続人と被相続人とで中和され、全体としては何とも言えない。

(4) 経済安定

〔現行消費税〕

下記の所得税の議論から、逆進税である消費税は、経済安定の効果を持たない。

〔物品税型消費税〕

非課税、税率操作により、累進構造を持たせることができる。そうすれば、経済安定の効果を持つことができる。

〔直接税型消費税〕

累進構造をもち、ビルトイン・スタビライザーの機能を発揮することができる。

〔所得税〕

所得を Y 、税額を T 、平均税率を $t = T/Y$ と書く。課税後所得 $(Y - T)$ の所得弾力性は、

$$\frac{Y}{Y-T} \frac{d(Y-T)}{dY} = \frac{d(Y-T)/(Y-T)}{dY/Y} = \frac{Y}{Y-T} (1-t') = \frac{Y-YT'}{Y-T} < 1$$

$$\because Y-YT'-(Y-T)=T-YT'=Y(T/Y-T')=Y(t-t') < 0$$

であり、1より小さい値をとることが分かる。定義により、1%の所得の増加は1%未満の課税後所得の増加しかもたらさない。マクロ経済学の標準的理論で明らかにされている通り、消費需要の大きさは課税後所得によって決定されることから、景気変動により所得が変化するとき、累進課税制度のもとでは、課税後所得の変動が抑制されることになる。消費需要の抑制は、景気の一層の変動へのブレーキの役割を果たすことから、累進課税制度は、自動安定装置の機能をもつということができる。

〔保有資産税〕

課税最低限と累進的限界税率の設定により、累進構造にしておけば、経済安定効果を持つ。

〔相続・贈与税〕

金融資産税と同様、課税最低限と累進的限界税率の設定により、累進構造にしておけば、経済安定効果を持つと言える。

(5-1) 行政の非恣意性

〔現行消費税〕

一律であり、恣意性は入り込まない。

〔物品税型消費税〕

複数税率、非課税品目設置等の導入には、商品の選択、税率の設定の局面できわめて大きな恣意性が入り込む。

〔直接税型消費税〕

所得税に見られる各種特別措置等に加えて、貯蓄の形態が多様であることから、恣意性は混入しやすいと考えられる。

〔所得税〕

租税特別措置、例外規定、特別減税等、解釈の分かれることがある。

〔保有資産税〕

各種資産を一律に扱いにくいため、恣意性の排除は困難である。

〔相続・贈与税〕

金額が確定すれば、税額は明確である。

(5-2) 簡索性

〔現行消費税〕

簡素である。

〔物品税型消費税〕

品目ごとに税率が異なり、複雑である。

〔直接税型消費税〕

下記所得税よりもさらに複雑となる。

〔所得税〕

複雑。

〔保有資産税〕

複雑。

〔相続・贈与税〕

複雑。

(6) 徴税者・納税者の負担の最小化

〔現行消費税〕

分かりやすい。

〔物品税型消費税〕

下記所得税よりも煩雑である。

〔所得税〕

煩雑。

〔保有資産税〕

煩雑。

〔相続・贈与税〕

煩雑。

ワグナーの租税原則では、上記の他、「課税の十分性」が求められている。どの税項目でも、非課税額の縮小なり税率の上昇なりで税収増を見込めることから、十分性は過剰な要件と感じられるかもしれない。けれども、景気変動の過程で、税収不足に追い込まれる事態は、少ないに越したことはない。景気変動のたびに、増税・減税を繰り返すのは、立法府にも税務当局にも、そして有権者としての納税者にとっても、歓迎されないであろう。そこで、景気変動の影響を受けにくいことを、望ましい税の条件として掲げ、各税について検討してみる。

(7) 景気変動からの中立性

〔現行消費税〕

下記所得税の議論により、消費税は不況時における税収の落ち込みが大きいことが分かる。消費の限界性向が1より小であることから、人々は所得の落ち込みほどは消費を減少させないので、税収は比較的安定する。

〔物品税型消費税〕

税率構造によるが、基本的に消費は景気変動からは中立的である。

〔直接税型消費税〕

累進構造のため、税収は不安定である。

〔所得税〕

(4)と同じ記号を用いる。累進課税のもとでは、税収の所得弾性値は、

$$\frac{Y}{T} \frac{dT}{dY} = \frac{dT/T}{dY/Y} = \frac{Y'}{t} > 1$$

となり、税収の変化率が所得の変化率を上回る。これは、累進課税のもとでは、景気の変動以上に税収が変動し、不況時に税収が大きく落ち込むことを示している。

〔保有資産税〕

累進課税が見込まれることから、税収の変動は大きいと考えられる。

富裕税により格差是正を図るという理念は、きわめて全うのように思えるが、各税項目の適・不適は、実に多様な観点から比較検討されるべきである。各租税原則間にその原則の優劣を判定するためのメタ基準は存在しないため、新税の導入ないし既存の税の増減税の必要性は、何らかの価値判断を前提にしてしか主張することができない。

4.2 富裕税導入の検討

前項で見たように、各種の税は租税原則論から見てそれぞれに長所・短所をもち、いずれか単一の税が最適であると主張することは困難である。いずれかの税に変更を加える、あるいは新税を導入しようとするれば、何らかの租税原則論による正当化と、その根拠となる租税原則そのものを強調する意義が明示される必要がある。

本項では、富裕層への課税を強化すべきとする論を展開したい。その根拠は、第2節の表2-4で見た通り、わが国では国民の7割以上が所得格差が、たんに「大きい」ではなく「大きすぎる」と感じており、しかも国民の半数以上は、格差縮小は政府の責任であると判断していることにある。

表4-1 政府の格差是正への責任に関する意識について（国際比較）
「所得の格差を縮めるのは、政府の責任である」

（単位：％）

国	そう思う（a）	どちらかと言えばそう思う（b）	（a）＋（b）	そうは思わない
ドイツ（東）	41.4	37.4	78.8	8.6
フランス	50.6	26.6	77.2	7.4
韓国	28.6	46.5	75.1	8.1
イギリス	18.2	42.4	60.6	14.2
ドイツ（西）	22.4	36.9	59.3	17.8
スウェーデン	21.0	37.0	58.0	6.0
デンマーク	24.5	29.3	53.8	16.2
日本	21.6	30.5	54.4	7.5
オーストラリア	18.5	32.8	51.3	8.4
アメリカ	7.9	24.7	32.6	19.8

（資料）厚生労働省編（2012）『平成24年版厚生労働白書』より作成。

租税原則でいえば、税の垂直的公平性を価値判断の上位に据えるのが、現在の我が国の国民の民意にかなった政策判断であるということになる。

〔現行消費税〕

消費税は逆進税であり、格差是正には役立たないと思われるかもしれない。現行の消費税体系は、税率が1本という、公平・簡素・中立のうちの簡素という観点から評価されるべき形態である。しかし、ありうる消費税の体系は、これだけではない。中立性(効率性)の観点からは、さらに逆進性の強い税体系が主張される¹⁴⁾。

〔物品税型消費税〕

垂直的公平性の観点から適切と考えられる消費税の体系は、高価格の商品に高率の税を課すというものである¹⁵⁾。徴税の技術的困難性をいうのであれば、ラムゼー型の逆弾力性ルールにもその困難性は当てはまる。ここでは、理念の問題としての提案を行おうとしている。技術的な問題といっても、現行の所得税であっても、所得のブラケットにより異なる限界税率を適用しているのであるから、消費税率を、価格帯によって逡増していくことは、荒唐無稽な議論とは思えない。

この提案にありうる真に深刻な問題は、奢侈品は需要の価格弾力性の値が1より大なので、税率の上昇により、税収が減少するという点にある。本稿では、この点に関する新しい知見を提示する。すなわち、商品Iの需要の価格弾性値 η_i は、通常想定されるような一定値ではなく、所得水準によって異なるという事実である。ここで提起される新しい概念は、所得水準 Y_j の個人の、商品Iの需要の価格弾性値 η_{ij} というものである。観察および内省により、 $\partial \eta_{ij} / \partial Y_j < 0$ であることが分かる。新幹線のぞみ号グリーン席の料金が値上げされたとき、旅行ではつねにのぞみ号グリーン席と決めている富裕層と、たまにはグリーン席に乗ってみたいと考えている非富裕層とで、需要量の減少度が異なることは自明と思われる。高級料亭、一流ホテルのスイートルームなど、身近な例には事欠かない。

欧州の付加価値税体系に複数税率が適用されていることは、上の提案が夢想でないことを明示している。それらの税率構造を、商品の価格によって細分化しようというのが、提案の骨子である。

〔直接税型消費税〕

所得と貯蓄の差が消費であることから、現行の所得税制から貯蓄を控除したものを課税標準にしようとするのが直接税型消費税である¹⁶⁾。この税制であれば、貯蓄を多く申告するほど課税標準である消費額が小となり、税負担が軽減される。貯蓄の奨励は長期的には有効である。ただし、短期的には消費の低下をもたらし、景気の低迷につながる面があることは否定できない。

ここでの主張は、直接税型消費税であれば、現行の所得税制と同じように、累進化が可能であるという点を重視している。所得の捕捉率に格差があることは、前項の水平的公平性のところで言及した通りであるが、直接税型消費税では、貯蓄の申

告は納税者に有利であることから、所得税と比べて捕捉率が落ちるということはない。納税実務に若干の煩雑さが加わる程度であり、検討には十分値するようと思われる。将来、納税者番号制が導入されるとすれば、実現の可能性はさらに増すことであろう。

〔所得税〕

わが国の所得税の税率は、昭和44年では10%から75%までの16段階であった¹⁷⁾。それ以降、最高税率は、昭和59年に70%、昭和62年に60%、平成元年に50%、平成11年に37%と引き下げられてきた。平成19年には一転40%に引き上げられ、平成27年には45%となることが決定している。

海外では、アメリカの税率が10%から39.6%の7段階、イギリスでは20%から50%の3段階、ドイツでは14%から45%（方程式方式によっており、刻みは設定されていない）、フランスでは5.5%から45%の5段階となっている¹⁸⁾。わが国の最高税率が平成27年に45%に引き上げられるとすれば、他国に比して低いというわけではない。イギリスでは平成22年にそれまでの40%が50%に引き上げられたものであり、8割近い人々が、格差が大きすぎると感じている事実からすると、さらなる引き上げが実行される可能性もなくはない。これらの経緯に基づき、本論では、最高税率60%までの引き上げを提案する。

なお、租税の累進度を高めるのが狙いであるのならば、課税最低限の引き上げによってもそれは可能であるが、格差縮小をテーマとする本稿においては、この点の考察は省きたい¹⁹⁾。

最高税率が60%であっても、高額所得者の課税所得の60%がそっくり徴税されるわけではないことを念記したい。60%の税率が適用されるのは、その税率が適用される範囲の所得部分のみであり、それ以下の所得水準には、より低い税率が適用されるので、平均税率は60%よりはるかに低いものとなる。

〔保有資産税〕

日本銀行調査統計局の資料によれば、わが国には、およそ1,600兆円の個人金融資産が存在する²⁰⁾。その内訳は、現金・預金が53.5%、債券が1.9%、投資信託4.7%、株式・出資金8.5%、保険・年金準備金27.3%、その他とされている。仮にこの金融資産に、現行の消費税率5%を課したとすれば、税収は80兆円となる。これは国家の税収約40兆円の2倍の金額となる。金融資産税を回避するために所得を減らすとは考えにくいことから、税の導入によって、貯蓄を減らすためには消費を増加させることになる。これはその分の消費税収の増加となる。消費税率8%への増税にあわせれば、金融資産税収はおよそ128兆円となるが、資産が消費に回避されたとしても、同額の税収は確保できる。金融資産が必ずしも富裕層のものとは限らないが、富裕層はならしてみれば所得水準が高く、しかも貯蓄性向が大であることから、富裕層の負担割合は逡増していくとみてよい。

金融資産税は直接税であるから、非課税の措置を講ずることも可能であるし、必要であれば税率に累進構造をもたせることもできる。ただし、他のいくつかの税項目と同様の、資産の海外移転というやっかいな問題があることは否定できない。

〔相続・贈与税〕

わが国の相続税の税率構造は、昭和63年においては、10%から70%までの13段階であった²¹⁾。平成4年には、この構造は維持されたが、最高税率が適用される相続額で見ると5億円から10億円へと倍増されている。平成6年には、税率の刻みが13段階から9段階に簡素化され、最高税率適用の相続額は20億円に引き上げられた。平成15年には、最高税率がそれまでの70%から50%へと大幅に引き下げられ、税率構造は10%から50%までの6段階となった。平成25年には、最高税率は一転50%から55%へと引き上げられ、税率の刻みは8段階とされ、現在に至っている。

海外の相続税制度を見ると²²⁾、アメリカでは、18%から55%の17段階、イギリスは40%の単一税率、ドイツは7%から30%の7段階、フランスは5%から7%の7段階である。海外諸国の水準からすると、わが国の最高税率が低すぎるということはない。

資産の格差は、次世代の競争の出発点を不平等にする。しかも所得額とは金額の桁数がまるで異なるため、機会均等の確保からも最高税率は高めに設定すべきと考えられる。資産獲得の動機が子孫の幸福を思うという親世代の意思を考慮すると、生前贈与をしやすくするために、贈与税の非課税枠を拡大することが適切であろう。贈与を受ける世代の多くは、子育て、教育費、マイホーム購入など、上の世代より生活費がかかり、消費性向が高いことから、贈与世代によって退蔵される資金が、消費支出に回り、有効需要を増加させる。これは経済の活性化につながり、仮に数%の資産課税がなされた場合と比較しても、消費税の税収増を上回るという効果をももつ。

贈与税は税率10%から50%の6段階であり、基礎控除が110万円である²³⁾。アメリカでは18%から35%の10段階、イギリスは20%の単一税率、ドイツは対象が配偶者や子孫、兄弟姉妹で異なる税率が適用され、税率は7%から50%、刻み数は7段階もしくは2段階である。フランスでは5%から40%の7段階となっている。なお、アメリカとイギリスでは、納税義務者は受贈者ではなく、贈与者とされている。

贈与の税率は他国と比較しても高いとはいえないが、相続税の箇所でも論じたように、非課税枠を拡大して、その分、超富裕層の税率を引き上げることは考えられる。

5. 公的年金制度の新設計

表5-1および図5-1は、わが国の公的年金制度の概略を示したものである。少子高齢化により、年金財政の収支が悪化し、制度の維持可能性が懸念されている。

表 5-1 公的年金制度一覧

国民年金制度

区 分	被保険者数	老齢基礎年金 受給権者数	老齢基礎年金 平均月額	保険料 (H24.9)	支給開始年齢
第1号被保険者	万人 1,904	万人 2,864	万円 5.8	円 14,980	65歳
第2号被保険者	3,790				
第3号被保険者	978				
合 計	6,673				

被用者年金制度

区 分	適用者数	受給権者数	平均月額	保険料率	支給開始年齢
厚生年金保険	万人 3,451	万人 1,484	万人 16.1	% 16.766	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳 定額部分 一般男子・共済女子 64歳 厚年女子 62歳 坑内員・船員 59歳
国家公務員共済組合	106	70	21.4	16.216	
地方公務員共済組合	286	194	22.1	16.216	
私立学校教職員共済	49	12	20.9	13.292	
合 計	3,892	1,760	16.9		

(資料) 市川健太(編著)『図説日本の財政』平成25年度版, 東洋経済新報社, 2013より要約・抜粋

この機会に、公的年金制度のあり方を、もっとも根本的な所から考え直してみる。かつて、公的年金制度が整備されていない時代には、人々は私的費用によって子供を産み育て、自分達が老いたときには、その子や孫達が生活の面倒をみてくれた。わが国の年金制度の歴史は概略次のように表される²⁴⁾。

わが国の公的年金制度は、1942年の労働者年金保険法の発足に始まる。同法は1944年に厚生年金保険法と改められたが、1954年には全面改正されるに至った。1961年には国民年金法が全面的に施行され、国民皆年金が実現した。その後も公的年金制度は制度の充実が図られ、1965年には1万円年金が、1969年には2万円年金が実現した。1973年には5万円年金となり、物価スライド制が導入されるとともに、標準報酬の再評価等が行われた。

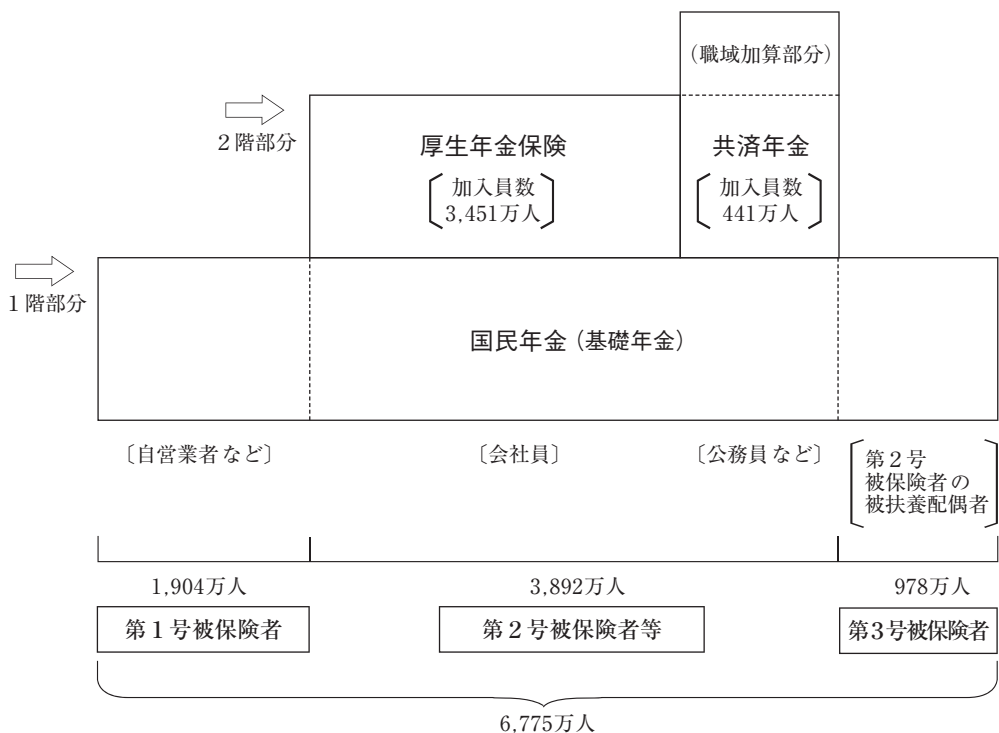
1985年以降は、高齢化への対応が意識される方向へと、年金制度改革の流れが変

化せざるを得なくなった。1985年に基礎年金が導入され、給付水準の適正化が図られるに至った。1990年には、被用者年金制度間の費用負担調整事業が開始され、1997年に厚生年金の定額部分について、支給開始年齢の引き上げ等が行われることになった。1997年にはJR、JT、NTTの3共済が厚生年金に統合された。

さらに、2000年には、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げられるとともに、裁定後の年金額の改定方法が見直されることとなった。2002年には農林共済が厚生年金に統合され、2004年には保険料率の段階的引き上げ（ただし上限は固定）、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引き上げの法定化等が実現した。2009年には、臨時的な財源による基礎年金国庫負担割合2分の1が実現し、2012年には消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者に対する福祉的な給付等が確定している。

図 5-1 公的年金制度の仕組み

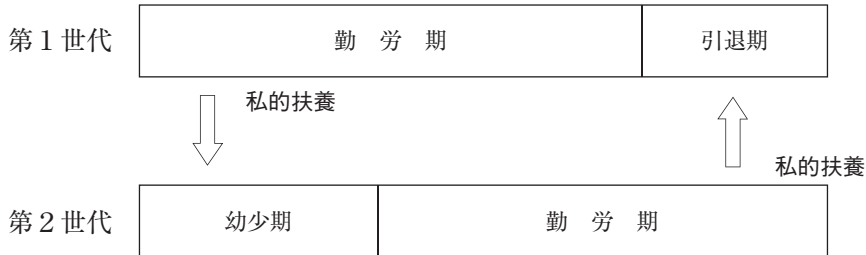
（数値は平成23年度末）



（資料）厚生労働省（2013）「公的年金制度の概要」〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/>〉

年金制度が導入される以前の長い時代、人々は一人前になるまで、親の元で私的に扶養されてきた。図5-2のphase 0の段階である。

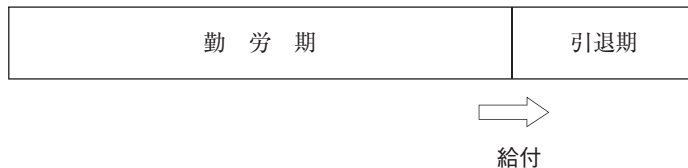
図5-2 phase 0 年金導入以前



公的年金制度導入の当初は、積立方式で運用された。

積立方式 (funding scheme) は、1人の個人が勤労時代に積立を行い、老後に給付金を受け取る。老後の生活に要する年金額の合計が、支給開始時点で積立金の元利合計に等しくなるように設計される。図5-3のphase 1の段階である。

図5-3 phase 1 積立方式



積立方式の公的年金は、強制貯蓄である。すべての個人が人生を合理的に設計し、老後の暮らしに備えて蓄えをしておくのであれば、国が強制する必要はないのであるが、必ずしもすべての個人が、アリとキリギリスの話に出てくるアリの生活をしているわけではない。

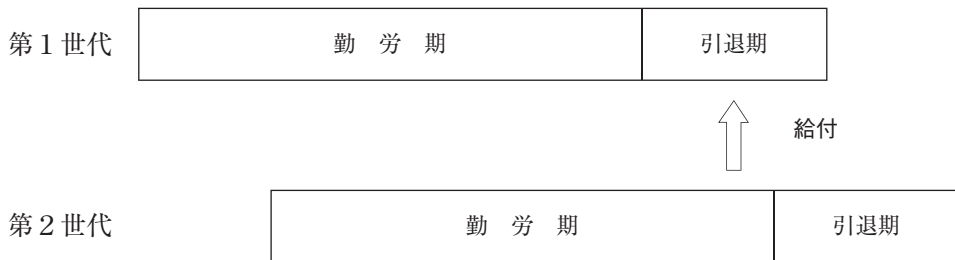
積立方式が困るのは、経済が徐々にではあっても成長していくこと、物価がトレンドとしては上昇していくこと、それに生活水準は時代と共に向上していくこと、こうした事態に対応できにくいことである。過去に積み立てた金額に運用利回りがつくとしても、高度成長、インフレ、バブルといった経済の変動に対応するのは困難である。戦後の、初任給13,800円と言っていた時代に、仮に無理をして給与の2割を貯蓄に充てたととしても、今日ではその額では生活費どころか、新聞の購読料もスマホの料金も支払えない。

図5-4は、賦課方式 (pay-as-you-go scheme) の公的年金を示している。賦課方

式では、ある時点について、高齢者の生活維持に必要な給付の財源が、その時点での勤労世代の負担でまかなわれる。

積立方式と賦課方式の有利・不利を比較してみる。次の想定を置く。

図 5-4 phase 2 賦課方式



《想定》

- ・第1世代は1期前に働いていたが、現在は引退して年金生活
- ・第2世代は現在勤労中
- ・第1世代の1人当たり所得は Y_1
- ・年金額は第2世代の所得の $100a\%$
- ・勤労所得は毎年 $100g\%$ 増加
- ・人口は毎年 $100n\%$ 増加
- ・積立方式と賦課方式の年金負担率はそれぞれ $100c\%$, $100t\%$
- ・積立金運用利回りは $100r\%$

〔積立方式の場合〕

所得 Y_1

積立額 $c(1+r)Y_1$

年金給付額… 次の世代の勤労所得 $(1+g)Y_1$ の $100a\%$
 $a(1+g)Y_1$

年金財政の収支均衡条件

$$c(1+r)Y_1 = a(1+g)Y_1$$

これより,

$$c = a(1+g)/(1+r) \quad \text{①}$$

〔賦課方式の場合〕

年金給付額は $a(1+g)Y_1$,

年金負担額は $(1+n)t(1+g)Y_1$

年金財政の収支均衡条件は

$$a(1+g)Y_1 = (1+n)t(1+g)Y_1$$

これより,

$$t = a / (1+n) \quad \text{②}$$

①と②の比較により,

$$t \leq c \Leftrightarrow r \leq n+g \quad \text{③}$$

がいえる ($ng \div 0$ とする²⁵⁾)。

わが国の現実には、 n が負で g も近年ゼロか、それに近い。 r も低く抑えられている。

したがって、 $r > n+g$ であることから $t > c$ となっている。これは、同額の年金給付額を提供するための勤労者の負担割合は、賦課方式のほうが高くなっていることを表している。

公的年金制度は積立方式から賦課方式への移行過程にあるが、上の議論から、制度の維持可能性は、勤労世代の過大な負担によってしか支えきれないことが分かる。

公的年金制度導入以前は、子弟の扶養は親の世代の私的負担によってなされ、老後の負担は子弟の私的負担によるという形で循環していた。

公的年金制度は、親の世代の私的負担による子弟の扶養と、老後の負担を子弟の私的負担に委ねるという対称性を切断し、親の世代による子弟の私的扶養という面だけを残して、老後の扶養の子弟による私的負担とのリンクを外してしまったのである。我が子をポケットマネーで養育しながら、老後は知らない他の人達が育てた見たことのない人達によって扶養されるわけである。生涯所得したがって生涯効用を最大化するという経済学の発想によれば、自らは子息の養育費を負担せず、他の人の育てた次世代の人達による扶養で老後を過ごすという、フリー・ライダーの生き方が最適である。近年の少子化は人々が合理的行動をしているということの証明でもある²⁶⁾。

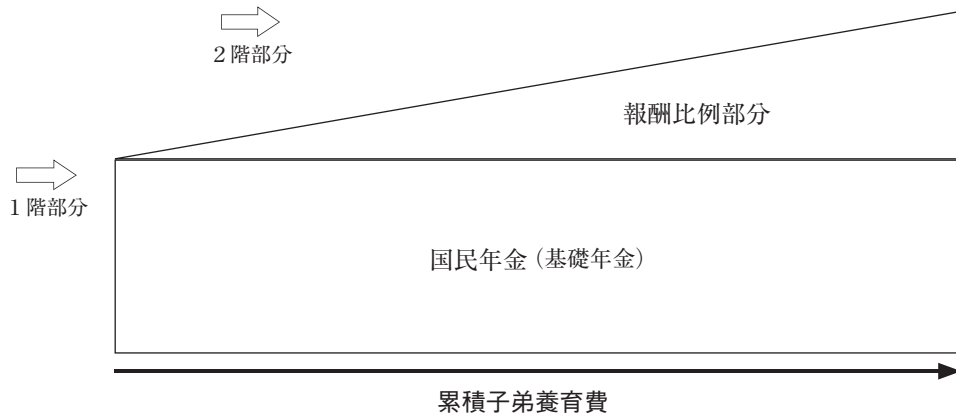
賦課方式の年金制度が持続不可能となり、公的年金制度が破綻するという事態は決して杞憂ではない。というより、この問題に接したことのある人の間ではほとんど周知の事実と言ってよい。あまりに怖くて口にすら出せない状態となっている。公的年金制度を廃止するわけにはいかないとすれば、もはや弥縫策では対応不可能となっている。制度の抜本的な見直しが必要であるが、ゼロから再出発というわけにはいかない。

図5-5は、phase 0の伝統と、これまでの年金制度改良の成果を統合した、新時代の公的年金方式を示している。

図の横軸は、年金受給者が子弟の養育にかけた費用の額を計ったもので、(子弟の養育費の平均月額×養育月数×養育人数)の総和により算出される²⁷⁾。

ここでは、この概念を累積子弟養育費と呼ぶことにする

図5-5 phase 3 新時代の年金方式：生涯所得中立方式



現行の公的年金制度が、報酬比例部分を、受給者が稼得した所得で算出しているのに代えて、子弟の養育にかけた費用で算出する仕組みとなっている。

制度の設計は、各人が所得稼得に専念しても、何人の子弟を養育しても、生涯を通算すると、

〔稼得所得＋年金受給額－年金保険料－（子弟養育費－子供・学生向け各種手当）〕

が等しくなる仕組みにしておく。この方式を「生涯所得中立方式」と名付けることにする。

この方式により、

- (1) 子育てが、生涯にわたって報われる²⁸⁾。
- (2) 子育ての費用に煩わされることなく、各人は、純粹に、望ましいと考えるだけの人数の子供を養育できる。
- (3) 国内外を問わず、養子縁組により子弟を養育した場合、その月からの養育費を制度に反映させる。この制度では、経済的利害からは中立であることから、愛情や一家団欒など心情的な動機のみで育児が行われる。かつては、経済的困窮により我が子を養子に出すケースもみられ、養子その子も肩身が狭く、長寿を全うできなかったとされる。養子短齡。
- (4) 公的年金制度という側面からの、かなり規模の大きな少子化対策となる。

〔モデル分析〕

生涯所得中立方式の骨子を理解するため、簡単化のための仮定を導入する。

- ・（子弟の養育費の平均月額×養育月数×養育人数）
- ・ 子弟養育費から各種手当てを控除した、ネットの養育費 f を、 $f = \beta m - \gamma$ と書く²⁹⁾。

- ・ 年金給付額を $p + \alpha f$ と書く。 α が報酬比例部分の係数であり、ここでは給付率と呼ぶことにする。
- ・ 所得 Y は、子どもの養育に手間暇をかけないほど稼働できると考えられ、 $Y = e - \delta m$ で表されるとする。
- ・ 保険料率を u とする。

家計はネットの養育費 m_i と m_j のいずれかを選択しようとしている。生涯所得が等しくなる条件は、

$$Y_i + p + \alpha f_i - u Y_i - f_i = Y_j + p + \alpha f_j - u Y_j - f_j$$

すなわち、

$$(1 - u)(Y_i - Y_j) = (1 - \alpha)(f_i - f_j)$$

これより、

$$(1 - u) = -(1 - \alpha) \beta / \delta \quad (4)$$

④より、保険料率 u は、

$$u = 1 + (1 - \alpha) \beta / \delta \quad (5)$$

で求められる。

これより下記が明らかとなる。すなわち、生涯所得中立方式での年金保険料率は、

- 養育費 β がかかるほど高くなる。
- 給付率が高いことと、保険料率の低いこととが同等と意識される。
- 養育の機会費用 δ が高いことと保険料率の低いこととが等価とされる。

i より、少子化対策に必要なことは、子育てにかかる養育費、例えばその最大の項目と目される教育費の限界費用を抑制することである。定額給付金の増額は、この方式での年金給付では、有効でない。

ii は高福祉高負担と低福祉低負担の選択と同様の判断を迫る。

iii によれば、一般的には養育の機会費用が高いことは所得稼働能力の高いことを表すことから、高額所得者は、保険料率の低いシステムを選好すると考えられる。

注

1) *The Wall Street Journal* (1 March 2014) 「オバマ米大統領による一般教書演説 (英文)」

〈<http://jp.wsj.com/article/SB10001424052702304461804579349620598231860.html?dsk=y>〉による。以下の記述も同演説に拠っている。

2) 相対的貧困率は、少人数のとき不都合な性質をもつ。簡単な例でこの弱点を示す。いま、5人の所得が、少ない順に $(x_1, x_2, x_3, x_4, x_5)$ であるとする。経済状況が変化して、全員の所得水準が向上しても、あるいは x_5 以外の所得水準は向上しても、所得の順位に変化がない

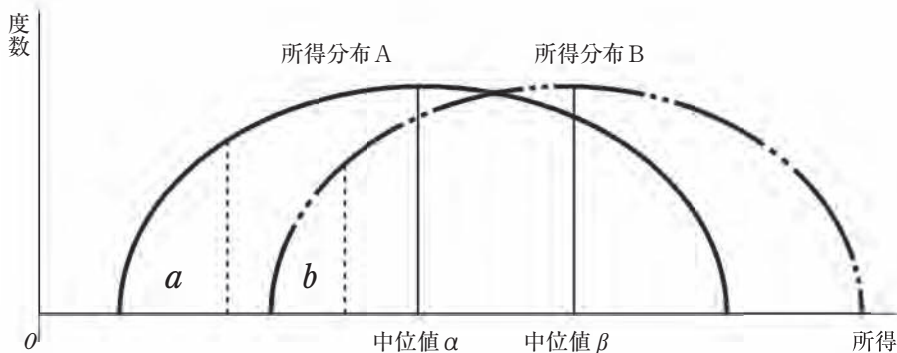
というケースでは、相対的貧困率の値が変化しない。すなわち、相対的貧困率は、経済全体が豊かになったとしても、値が変化しないこととなり、所得水準の異なる国同士の比較に適さない面がある。

また、政府の再分配政策等により、所得格差が縮小しても、先の例で x_1 と x_5 が増加し、 x_2 と x_4 が減少しても、5人の所得順位に変化がない程度のものであれば、相対的貧困率は変わらない。格差が拡大しても同様のことが起きる。したがって、相対的貧困率は所得格差の尺度としても適切でない点をもつことになる。

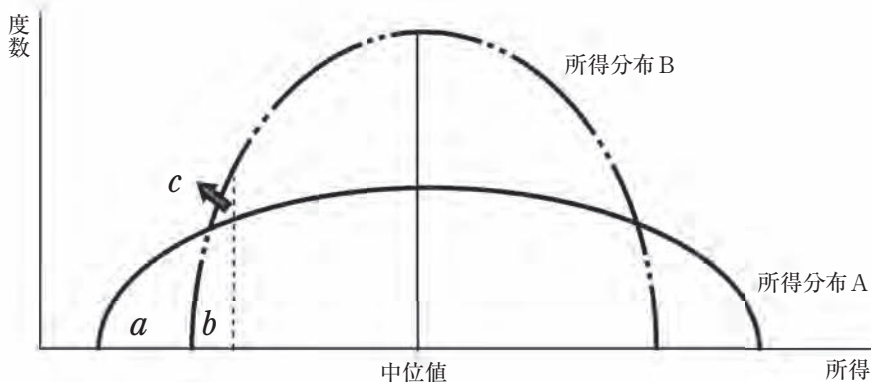
ただし、人数が十分大きければ、このような問題は生じない。図Aで、所得分布Aの中位値は α であり、この分布の相対的貧困率は a である。所得水準が全般的に向上して、所得分布Bに移行したとする。この時中位値は β であり、相対的貧困率は b となる。

図より明らかに $a > b$ であり、所得水準が全般的に向上することにより、相対的貧困率は減少することが分かる。

図A



図B



図Bは、所得分布がAからBへと均等化された状態を表している。どちらの分布も中位値は同じであるが、所得分布Aでは、相対的貧困率は $a+b$ であり、所得分布Bでは $b+c$ である。図より明らかに $a+b > b+c$ であり、分布の均等化は相対的貧困率を減少させることが確認できる。

- 3) この点について、例えば、橋木 (1998), 同 (2006) 等参照のこと。
- 4) 厚生労働省編 (2012) 『平成24年版厚生労働白書』日経印刷参照。
- 5) 厚生労働省 (2014) 「被保護実世帯数・保護率の年次推移」〈<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>〉参照。
- 6) 注5) と同じ。
- 7) 藤原正彦氏等の言う側隠の情やノブレス・オブリージュもこれらに含まれよう。
- 8) 日本国憲法第30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」による。
民法にも相互扶助の義務が定められている。民法第730条, 752条, 877条参照。
- 9) 橋木 (2006) は、教育の機会格差是正のために、①奨学金制度の充実と、②公立学校の充実 (少人数学級の実現, 教員の増加, 優秀な教員確保のためのシステムづくりなど) の必要性を主張している。そのためには、公的教育支出の増額が必要だとされる。
- 10) クルーグマン (2007) は、アメリカで3つの最高税率が1979年から2006年の間にかけて引き下げられてきたことを指摘している。すなわち、勤労所得の最高税率が1979年に70%だったものが、2006年には35%となり、同じ期間に長期キャピタルゲインの最高税率が28%から15%へ、同じく最高法人税率が48%から35%と減税されている。
クルーグマンの主張は、富裕層に対する税率をもとの水準にまで戻すことによって、格差是正のためのセイフティー・ネット強化のための資金の一部にせよというものである。
- 11) 消費税も、現行のあらゆる財・サービスを対象とするタイプのものでなく、かつてのわが国の物品税のような、特定の品目だけに課税するタイプであれば、ある程度格差是正の効果をもつことができる。高所得者の消費する財・サービスに高率の税を課すわけである。消費税のうち、直接税型のものであれば、格差是正効果を持つことができる。直接税型消費税は、消費＝所得－貯蓄で消費額を算出し、これを課税標準とするものである。所得税とまったく同じように、課税最低限・累進税率構造により、再分配機能を果たすことができる。
- 12) 租税原則論は、税のあるべき原則、よい税とは何かを判定するための基準を示したものである。アダム・スミスの租税原則は、①公平性の原則、②明確性の原則、③便宜性の原則、④最小徴税費の4つからなる。①公平性の原則は、各人が国家の保護から得る利益に応じて税を負担するべきというものである。ここから、何が公平かの解釈を巡って、能力説と利益説に分かれた。②明確性の原則は、税は恣意的なものであってはならず、税の支払いの時期・支払い方法・金額が明確であることを求めるものである。③便宜性の原則は、納税者が税を納付する際の便宜が図られるべきであるとするものである。④最小徴税費は、徴税のためのコストが小さいほどよいという原則である。納税者にとっても、税額を算出するために時間や経費がかからないほうが望ましい。
A. ワグナーは、租税の9原則として、①課税の十分性、②課税の弾力性、③正しい税源の選択、④正しい税種の選択、⑤課税の普遍性、⑥課税の公平、⑦課税の明確性、⑧課税の便宜性、⑨最小徴税費を挙げた。①の課税の十分性は、行政に必要とされる税収が十分見込めること、②の課税の弾力性は、国家の経費の変動に、税率などの税制が弾力的に変更できることを

求めている。③の正しい税源の選択では、何を課税の対象とするかという課税標準選択の適切性が要求される。④の正しい税種の選択も、課税標準を選択した上での、税種の適切性を問題にしている。③も④も、経済の発展に支障がないものが好ましいと判断されている。⑤課税の普遍性は、税負担が特定の地域や職業・地位に偏らないこと、⑥課税の公平は、税負担の公平性を求めている。⑦課税の明確性、⑧課税の便宜性、⑨最小徴税费については、アダム・スミスと同様の条件が求められている。

- 13) Musgrave, R.A. and P. B. Musgrave (1980) による。ここでは、原著によっているが、論者により、表現が異なることがある。各種租税の特質を、望ましいと考えられる性質の有無によって整理したものとしては、財務省の手による『図説日本の財政』各年版、東洋経済新報社、が挙げられる。本稿の分析も、同書の手法に負っている。ただし、同書現行版ではこの手法は取り上げられていない。
- 14) 周知のように、ラムゼーの逆弾力性ルールでは、需要の価格弾性値の小さな商品に高率の課税をするのが最適とされる。需要の価格弾性値の小さな商品とは、いわゆる必需財と呼ばれるもので、低額所得者ほど、所得に占める消費額の割合が高くなる商品である。
- 15) 橋木 (1998), 同 (2006) にも、簡潔にはあるが、同様の提案がなされている。
- 16) J. S. ミルやN. カルドアにより提起された支出税と同じ考えである。
- 17) この箇所における記述の数値は、宇波 (2013) によっている。
- 18) 財務省 (2013) 「個人所得課税の国際比較」〈http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/027.htm〉に拠っている。
- 19) 限界税率と租税累進度の間には、じつは密接な関係はない。限界税率が通増していても逆進税であったり、その逆もあったりする。
- 20) 日本銀行調査統計局 (2013) 「資金循環の日米欧比較」〈<http://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf>〉に家計の資産構成が詳述されている。本稿もこの資料に拠っている。
- 21) ここでの記述のデータは、財務省 (2013) 「最近における相続税の税率構造の推移 (詳細)」〈http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/146.htm〉に拠っている。
- 22) 国際比較は、内閣府 (2010) 「資産課税の国際比較」〈<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/senkiso/2010/>〉に拠っている。同資料は、2010年現在の値を示している。
- 23) 資料は注22) と同じ。
- 24) ここでの記述は、日本年金機構「公的年金制度の沿革」〈http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/seido-h25-point_002.pdf〉に拠っている。
- 25) これは、けっして恣意的な想定ではなく、近似の公式といわれ、数学や物理学でも用いられている。伸び率と伸び率の積を近似的にゼロとみなせるのは、例えば実質成長率0.07、人口成長率0.04というあり得ないような大きな数値でも、その積0.0028は、当座の有効数字小数点以下2桁目ではゼロとなることから肯んぜられよう。
- 26) 子弟の養育費の目安として一例を示せば、「子ども応援便りWEB版」<http://www.kodomo-ouen.com/data/02.html>では、「A I U 保険会社調べ」を典拠として、「一人の子どもが誕生

してから大学卒業するまでの22年間でかかる費用」を2,985万円から6,064万円としている。数字の開きは、教育費の違いによる。公・私立の幼稚園から始まって、国・公・私立の大学、学部の違いによって、2倍もの差が算出されている。

- 27) 累積子弟養育費の意味を、例によって確認しておく。子どもの養育費が月平均10万円とし、子ども2人を大学卒業まで22年間、1人を大学院博士前期課程まで24年間、他の1人を大学卒業後3年間留学させたとする。このとき、累積子弟養育費 m は、 $10万円 \times (22年 \times 12か月) \times 2人 + 10万円 \times (24年 \times 12か月) \times 1人 + 10万円 \times (25年 \times 12か月) \times 1人$ となる。
- 28) 子供を育てるのは、愛情、家系の存続など多面的要素を持つことは言うまでもない。ここでは、経済学におけるこの分野の分析手法の枠内で議論しているに過ぎないことを、念のために記す。
- 29) m が増えても、養育費が比例的に増加するわけではないことを反映している

参考文献

- 石弘光 (2012) 『増税時代—われわれは、どう向き合うべきか』筑摩書房
- 市川健太編 (2013) 『図説日本の財政』平成25年度版, 東洋経済新報社。
- 宇波弘貴編 (2013) 『図説日本の税制』平成25年版, 財経詳報社。
- 太田清 (2003) 「日本における資産格差」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編『日本の所得格差と社会階層』日本評論社, pp.21-43。
- 小塩隆士 (2005) 『社会保障の経済学 第3版』日本評論社。
- 厚生労働省政策統括官 (社会保障担当) (2011) 『平成23年所得再分配調査報告書』。
- 厚生労働省 (2012) 『平成24年度版厚生労働白書』日経印刷。
- 武田知弘 (2012) 『税金は金持ちから取れ富裕税を導入すれば消費税はいらない』金曜日。
- 武田知弘 (2014) (森永卓郎監修) 『「新富裕層」が日本を減ぼす金持ちが普通に納税すれば、消費税はいらない』中央公論新社。
- 橘木俊詔 (1998) 『日本の経済格差』岩波書店。
- 橘木俊詔 (2006) 『格差社会何が問題なのか』岩波書店。
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 日本財政学会編 (2007) 『格差社会と財政—財政研究第3巻』有斐閣。
- 日本財政学会編 (2012) 『社会保障と財政—今後の方向性—財政研究第8巻』有斐閣。
- 林宏明 (2011) 『税と格差社会』日本経済新聞出版社。
- Krugman, P. (2007) *The Conscience of a Liberal*, New York, London: Norton & Company, Inc. (三上義一訳 (2008) 『格差はつくられた』早川書房。)
- OECD (2008) *Growing Unequal ? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, OECD.
- Musgrave, R.A. and P. B. Musgrave (1980), *Public Finance in Theory and Practice*, New

York: McGraw-Hill Book Company. (大阪大学財政研究会訳(木下和夫監修, 1983)『マズ
グレイヴ 財政学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』有斐閣。)

厚生労働省(2011)「平成22年国民生活基礎調査の概況」2014. 2.4 参照〈[http://www.mhlw.
go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/](http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/)〉.

総務省統計局(2011)「平成21年全国消費実態調査各種係数及び所得分布に関する結果」2014.
2.4 参照〈<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2009/keisu/yoyaku.htm>〉.